

内閣官房長官

松野 博一 殿

公明党「地域共生社会を支える高齢者活躍推進プロジェクトチーム」

報告書

～ 地域で輝く、私のセカンドキャリア。～

2023年11月16日

わが国は、世界に先駆けて超高齢社会に突入し、2040年には高齢者が人口の約35%を占めると言われている。国民一人ひとりが、人生100年時代を健康で生き生きと豊かに暮らすことのできる「幸齢社会」の実現が求められている。

また、少子高齢化、人口減少、単身世帯の増加等、わが国全体の構造が変化するなか、社会のあらゆる機能や制度を持続可能なものとし、すべての世代が安心して暮らせる環境を創出するためには、国民一人ひとりが、地域で世代を超えて繋がり、互いに支えあい、共に生きゆく「地域共生社会」の構築が不可欠である。

そこで、重要なテーマの一つが、地域共生社会を支える「高齢者の活躍」である。フレイルや軽度認知症等の方を含め高齢者一人ひとりが、地域で必要とされる役割を担い、自分らしく活躍していくことが、地域共生社会を支える大きな力となる。

一方、高齢者の活躍にはさまざまな形態があるが、地域における生きがい就労、福祉的就労、協同労働、有償・無償のボランティアを含む社会参加活動・社会貢献など雇用以外の形態については、アプローチ方法がわからない、何をしたらいいかわからないといった高齢者の声は多く、地域のニーズと高齢者のマッチングを行う“橋渡し”の方策や、その実現・定着が不可欠である。

また、現役世代へのアプローチも重要である。例えば、企業に勤める社員が、定年後に地域で自身のキャリアを生かすようなシニアライフを見据えて40代50代から地域との繋がりを早期に形成するなどの主体的活動を、働き方改革と合わせて、国・自治体・企業が連携して応援することも考えられる。さらに、老後の将来不安を抱え孤立する専業主婦等を地域にどう繋げるかという視点も考えられる。しかしながら、こうした認識は、まだまだ日本社会で浸透しているとは言えず、今後の社会各層の意識変革が必要である。

こうした問題意識から、わが国こそ世界に先駆けて高齢者が生き生きと活躍する地域共生社会の実現を目指すべきとの考え方の下、公明党は本年6月に「地域共生社会を支える高齢者活躍推進プロジェクトチーム」を立ち上げた。本PTは、有識者や政府・自治体からのヒアリング、現場視察等を通じて、高齢者の活躍を推進する国・自治体の施策や民間企業のあり方等を検討し、これまでの議論の経過を以下の通り報告書として取りまとめた。今後も議論を深め更なる施策の具体化に取り組むが、政府におかれても地方自治体や民間企業等と連携し、以下の項目の実現に取り組まれるよう要請する。

1. 地方自治体における高齢者と地域社会のニーズ把握、

マッチングのための体制整備

- 地方自治体に「高齢者活躍地域相談センター」(仮称)を設置し、中高年齢期の国民一人ひとりに寄り添いながら、現役時代に培ったスキルや経験の棚卸しから、雇用、生きがい就労、福祉的就労、協同労働、有償・無償のボランティアを含む社会参加活動・社会貢献など、新たな役割を担う多様な場につなげるまで、ワンストップで、シームレスなフォローアップを実施すべきである。

当該センターの業務イメージ

- ① 現役時代に培ったスキルや経験等の棚卸し、本人がイメージする充実したシニアライフに関するカウンセリング (どの程度の時間や所得を希望しているのか等)
 - ② 本人のスキルや経験、希望を踏まえ、これまで働いてこられなかった方も含めて多様な方々が、どの業種・職種や分野等で役立つかを模索するマッチング (その際、高齢者が地域人材として活躍する場を創出できる経営マインドやマネジメント力を持った高度人材の発掘も行う)
 - ③ 雇用 (企業・公共機関・ハローワーク等)、生きがい就労 (シルバー人材センター等)、福祉的就労 (障がい者就労等)、協同労働、有償・無償のボランティアを含む社会参加活動・社会貢献 (自治会・老人クラブ・学校活動・地域移行された部活動・フレイル予防プログラム・地域の伝統行事やこども食堂など世代間交流の場等) につなげる (中年年齢期の早期から地域と繋がる『シニアライフ探求型のインターンシップ』も行うことも考えられる)
 - ④ 当該センターが上記業務を実施するにあたっては、地域共生社会を支えるために、例えばコミュニティの希薄化や子育て支援など、各地域が抱える課題やニーズに応じた分野につなげ、その活躍を重点的に推進すべきである。その際、課題やニーズは各地域によって異なるということに充分配慮する必要がある。
- また、当該センターの周知広報については、スマホ等で検索できるポータルサイト等を設けることはもとより、国や自治体が現役世代を多く抱える民間企業等と緊密に連携して取り組むべきである (3.で詳述)。

- 各地方自治体で、「高齢者活躍地域相談センター」（仮称）と、労働・生きがい就労・社会参加活動に関連する各種団体とが、定期的に連携する「**高齢者活躍推進連携協議会**」（仮称）を設置し、業種・職種や分野ごとの業務整理や切り出し等を通じた高齢者雇用・生きがい就労・社会参加活動のニーズ創出、社会参加活動における安全対策等について協議し、連携を図るべきである。
- 以上のような取り組みについて、国が地方自治体の好事例を収集し、一定の知見とノウハウが蓄積された時点で、自治体向けの「高齢者活躍推進に関するガイドライン」の策定などを行うべきである（場合によっては立法措置^{※後述}も検討する必要がある）。
- なお、同センターや同協議会の設置をはじめ社会実装の具体策については、自治体が行う社会福祉活動やまちづくり等にも資するなどメリットがあることを丁寧に説明することや、既存の枠組みを活用することも含め自治体の業務負担等にも配慮した仕組みとすべきである。

2. 地域共生社会を支える人材育成

- 介護・障がい福祉、子育て教育支援、成年後見、民生委員、児童委員、保護司など、すでに人材不足が著しい分野に加えて、今後さらに単身世帯が増え続ける中で^{※2}、生活支援、身元保証、死後事務等、従来家族が担ってきた機能が益々失われていくため、更なる「家族機能の社会化」が求められる。
- ※2 世帯類型別割合は、単身世帯が 20.8%(1985 年)→38.1%(2020 年)→39.3%(2040 年)の一方で、夫婦と子の世帯は 40.0%(1985 年)→25.1%(2020 年)→23.3%(2040 年)で推移すると予測されている(総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」2018 より)。
- したがって、地域社会で失われた家族機能を、地縁・血縁等を超えて担う人材の育成は不可欠であり、こうしたニーズや要望に適切に応えられるよう、高齢期を見据えたリスキリングや研修を、官民一体となって推進する必要がある。そのため地域共生社会を支える人材育成として以下の取組を提案する。
- ① 国や都道府県として、当該研修に関するガイドラインの策定、基礎講座等のコンテンツ作成に加え、人的・財政的支援も検討すべきである。

- ② 併せて、高齢者活躍のニーズがとりわけ高い介護・生活支援・子育て関係（保育・教育）、地域移行された部活動等の分野に加えて、地域独自でニーズが高い分野については、国家資格ほど高い専門性を有しないものの、補助的役割を担う地域資格あるいは公的資格の創設、認定証の発行等を行い、高齢者が「〇〇支援員」「〇〇サポーター」等として活躍できる制度を創設すべきである。

3. 企業における取組の促進と官民連携

- 持続可能でしなやかな日本の地域社会を構築するためには、現役社員のみならず、高齢期のシニアライフを歩む OB・OG が、長い人生で培ったキャリアや経験等を地域社会での活動に生かして活躍することが極めて重要である。
- とりわけ多くの現役世代を抱える企業等がこうした認識に立つことが不可欠であり、企業の意識変革を促進し、新たな CSR（企業の社会的責任）の一つとして位置づけていくために、以下の取組を提案する。

- ① 社員の定年後のシニアライフ形成や地域社会でのセカンドキャリア（以下、「地域セカンドキャリア」と呼ぶ。）の形成を意識した社内研修実施、副業・兼業など複数のキャリアを持つことを含む多様な働き方を可能とする人事制度の推進、社会貢献休暇制度の取得促進等の福祉的就労・ボランティア（有償含む）の推奨に取り組む企業の好事例等を横展開すべきである。
- ② 投資家や労働者等からの評価基準として、「地域セカンドキャリア」の形成、資格取得等に先進的に取り組む企業に対する新たな認定制度「『地域セカンドキャリア』応援企業認定制度」（仮称）、あるいは「高齢者活躍応援宣言 or アクティブシニア応援宣言 or シニアサポート体制構築宣言」（仮称）を創設すべきである（別途、当該認定制度を象徴するキャラクターやロゴマーク、名称を検討してはどうか）。
- ③ 国や自治体としても、企業等の主体的推進を促すインセンティブとして、助成制度等の予算措置を検討すべきである。
- ④ 企業等と緊密に連携を図り、経営者や人事・労務担当の意識変革や気づきを促すようなコンテンツ提供のほか、社内研修等で活用できる「高齢者活躍地域相談センター」（仮称）の役割や好事例を紹介するパンフレットや動画等を作成、展開すべきである。その際、高齢者雇用安定法で位置づけられた再雇用や再就職のみならず、地域における生きがい就労や社会参加活動・社会貢献も含

めた、幅広い高齢者活躍のあり方・選択肢を提示すべきである。

- ⑤ 希望する現役社員が、漏れなく、居住する或いはその周辺の地方自治体の「高齢者活躍地域相談センター」（仮称）へアクセスできる仕組みを、国が旗振り役となり、官民連携してつくるべきである。
- 上記の取組については、国・地方自治体・民間企業等が連携し、更に議論を深めることが望まれる。

4. 国における諸施策と法律・制度のあり方について

- 高齢者は一旦離職すると再就職は難しい現状を踏まえ、既存の「生涯現役地域づくり環境整備事業」と「生涯現役地域づくり普及促進事業」について、厚労省の労働部局と社会保障関係部局の連携を強化しつつ、モデル地域を大幅に拡充して横展開を図るべきである。
- また、一般就労の高齢者雇用に加えて、生きがい就労や福祉的就労、協同労働、自営業、まちづくり活動や有償・無償のボランティア活動を含む社会参加活動・社会貢献など、幅広い活躍の促進に資する柔軟で使いやすい事業となるよう、KPIの見直しや、両事業の統合など将来的な事業の在り方を見直し等を検討すべきである。
- なお、労働者協同組合法に基づく協同労働については、既に、法施行に伴い厚労省による制度周知が実施され、全国的に地域課題に取り組む事業に多くの高齢者が従事しているが、さらなる制度の活用促進を図るため、モデル事業等による「高齢者活躍地域相談センター(仮称)」や「生涯現役地域づくり環境整備事業」等との連携を検討すべきである。
- 高齢社会対策大綱について、2018年の策定からのコロナ禍の影響やデジタル化の加速、更なる少子高齢化など近年の社会的状況の変化等を踏まえつつ、今後のわが国における高齢者の健康対策、地域の高齢者活躍等の各種施策の推進・強化に向けて、高齢社会対策大綱の見直しを検討すべきである。
- 本報告書の前文と1.~3.で記載した基本理念、目的、諸施策について、下記いずれかの立法措置について検討する必要がある。また、その際に「何歳から高齢者と呼ぶのか」「地域共生社会とは」等の定義についても検討し、必要に応じて、

立法内容に盛り込むことが求められる。

- ① 「高齢社会対策基本法」(平成7年成立、議員立法)の改正
- ② 仮称「地域共生社会を支える高齢者活躍推進法」(新規、議員立法)の起草
- ③ その他

○ 必要に応じて、上記法律に位置づける形で、

- ① 調査研究事業
- ② モデル事業
- ③ 補助金制度等の財政的支援
- ④ 人的・技術的支援

を検討すべきである。

以上

公明党「地域共生社会を支える高齢者活躍推進プロジェクトチーム」

名 簿

顧問 高木 陽介 衆議院議員、 山本 香苗 参議院議員
座長 山本 博司 参議院議員
副座長 伊藤 涉 衆議院議員、 佐藤 英道 衆議院議員、 国重 徹 衆議院議員、
中野 洋昌 衆議院議員、 中川 康洋 衆議院議員
事務局長 河西 宏一 衆議院議員
事務局次長 吉田 久美子 衆議院議員、 窪田 哲也 参議院議員

特別オブザーバー

高木 美智代 公明党アドバイザー
金子 順一 全国シルバー人材センター事業協会会長
村木 太郎 NPO法人ストローク会理事長

開催状況

【第1回】2023年6月16日(金)8:00～

- 「高齢者活躍推進」に関する政府の取り組みについて
厚生労働省・内閣府よりヒアリング

【第2回】2023年6月29日(木)13:00～

- 「シルバー人材センターの現況と先進的取組事例」
公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会 会長 金子 順一 氏

【第3回】2023年7月6日(木)13:00～

- 「熱中小学校」の取り組みについて
一般社団法人 熱中学園 代表理事 堀田 一芙 氏

【第4回】2023年7月12日(水)10:30～

- 「企業シニア層・OBの転職などを通じた福祉分野での活躍を目指して」
植草学園大学副学長 野澤 和弘 氏
一般社団法人定年後研究所所長 池口 武志 氏
日本社会事業大学専門職大学院客員教授 蒲原 基道 氏
- 「介護人材」について 厚生労働省よりヒアリング

【第5回】2023年7月19日(水)15:30～

- 子育てひろば「あい・ぽーと」ステーション 「まちプロタイム」視察
代表理事 大日向 雅美 氏

【第6回】2023年8月2日(水)13:00～

- 「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～老人クラブの組織と活動～」
公益財団法人 全国老人クラブ連合会理事 正立 斉 氏
- 「柏プロジェクト」の取り組みについて
柏市役所健康医療部健康政策課長 大西 佑作 氏

【第7回】2023年8月23日(水)11:00～

- 今後の方向性と議論のまとめ方について 党内議論